

石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金 公募要領

石川県

電気代や燃料費の高騰などにより、県内企業は厳しい経営環境に置かれていることから、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の導入を支援し、エネルギー使用量の削減を通じたコスト低減と経営の安定化を図ることを目的に創設した石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金について下記のとおり公募します。

記

1 補助対象事業

石川県内の事業所において、炭素生産性（付加価値額÷エネルギー起源二酸化炭素排出量）を向上させるために実施する、省エネ設備や再エネ設備等の導入事業を行う申請者に対して補助金を交付します。ただし、本補助金の交付を受けようとする上記事業が、他の補助金等による財政支援を受けている、または受ける予定の場合は、交付対象となりません。

【想定事業】

(1) 省エネ事業

- ・重油ボイラを、よりエネルギー効率のよいガスボイラへ更新
- ・重油ボイラを、ヒートポンプ等を組み合わせたボイラシステムへ更新
- ・灯油を燃料とする乾燥炉を、電気乾燥炉へ更新
- ・射出成形機を、よりエネルギー効率のよい射出成形機へ更新
- ・既存の生産設備に、インバーター機能を付加
- ・工場内の全ての生産設備に関する使用状況の把握及び制御を行うシステムの導入（EMSなど）
- ・エネルギー効率のよい空調設備への更新
- ・LED設備の更新（ただし、LED一式で100万円を超えるもの）
- ・屋根、壁面や窓の遮熱・断熱工事（空調と合わせての実施に限る）

(2) 再エネ事業（自家消費を主目的とするもの）

以下の①から⑦の設備のいずれかまたはその組み合わせにより、再生可能エネルギーを発生させることでエネルギーコスト削減効果が得られる事業等

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 太陽光発電設備 | ② 風力発電設備 |
| ③ 水力発電設備 | ④ 地熱発電設備 |
| ⑤ バイオマス発電設備 | |
| ⑥ 熱利用設備（太陽熱、地中熱、バイオマス熱、温度差熱など） | |
| ⑦①から⑥の整備に伴う「蓄電設備」 | |

- (注1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (注2) 再エネ設備に係る蓄電池等は、本事業の「再エネ事業」で発生する余剰電力等を蓄える設備のみを「再エネ設備」として計上可能です。既存の再エネ設備の電力を蓄えるものや、再エネ電力と電力会社等から購入する電力が混在する蓄電池等は補助の対象とはなりません。
- (注3) PPAによる再エネ事業の申請については、事務局へお問い合わせください。

※ 工事費（遮熱・断熱工事を除く）、材料・消耗品費については、設備の更新等に必要不可欠な付帯工事とその関連経費のみが対象です。

【対象とならない例】

- (1) 本補助金における設備の更新等に必要不可欠な付帯工事ではないもの
　・建物の改修工事（遮熱・断熱工事を除く）
　・整地、地盤改良工事など
- (2) 税抜単価100万円未満の設備
(ただし、「LED一式」や「エアコン一式」など一式で計上することが適切な設備は除く)

2 据付対象者

(1) 据付対象者は、①～③の全てに該当するものとする。

① 石川県内に本社または主たる事業所を有する中堅・中小企業者等であること。

本事業における「中小企業者等」とは、ア、イのいずれかに該当する者、「中堅企業等」とは、ウに該当する者とする。

※なお、「会社」とは、中小企業基本法（第2条）に基づく会社法上の会社（営利法人）をいう。

ア【中小企業者（組合関係以外）】

・資本金または従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社または個人であること。

| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金（資本の額または出資の総額） | 従業員数〔常勤〕 (※1) |
|---|-------------------|------------------|
| 製造業、建設業、運輸業 | 3 億円 | 300 人 |
| 卸売業 | 1 億円 | 100 人 |
| サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く) | 5 千万円 | 100 人 |
| 小売業 | 5 千万円 | 50 人 |
| ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。） | 3 億円 | 900 人 |
| ソフトウェア業または情報処理サービス業 | 3 億円 | 300 人 |
| 旅館業 | 5 千万円 | 200 人 |
| その他の業種（上記以外） | 3 億円 | 300 人 |

(※1) 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業とみなして据付対象者から除きます。

(みなし大企業)

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業を除く）が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業（中堅企業を除く）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業を除く）の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数または出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

イ【中小企業者（組合関係）】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（※1）、生活衛生同業小組合（※1）、生活衛生同業組合連合会（※1）、酒造組合（※2）、酒造組合連合会（※2）、酒造組合中央会（※2）、酒販組合（※2）、酒販組合連合会（※2）、酒販組合中央会（※2）、内航海運組合（※3）、内航海運組合連合会（※3）、技術研究組合（直接または間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

（※1）その直接または間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時50人（卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の従業員を使用する者であること。

（※2）その直接または間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時300人以下の従業員を使用する者であるものならびに酒販組合、酒販組合連合会および酒販組合中央会であって、その直接または間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

（※3）その直接または間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額もしくは出資の総額とする法人または常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

ウ【中堅企業等】

会社、個人または組合（「イ」に列挙している組合に限る。）のうち、「従業員数（常勤）が2,000人以下であること」（ただし、上記「ア」または「イ」に該当するものを除く。）。

② 設備を導入する拠点が「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」に登録されている、もしくは本補助金申請時から過去3年以内に省エネ診断を受けていること。

※上記要件を満たさない場合でも、以下のiまたはiiに関する「申請要件に関する誓約書」を、応募時に提出することで補助対象者とみなします。

- i 本補助金の事業期間内に「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」に登録の申請を行うこと
- ii 本補助金の事業期間内に省エネ診断を受けること

「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」について
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/iso_business/

※省エネ診断とは、資源エネルギー庁の推進事業にもとづいて採択・登録された機関が、事業所のエネルギー使用を現地調査・分析し、運用改善や設備更新による省エネを定量的に提案するものです。

また、機器単体ではなく、全社または導入する拠点単位での診断を受けてください。

③ ②において「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」の登録もしくは登録申請の誓約を要件とする場合には、本補助対象事業で導入する設備について、

「いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO」登録申請書様式内の「簡易診断シート」による試算結果を添付すること。

(2) 補助事業者は、補助対象事業により設置した設備のうち以下の表に掲げる設備（以下、「J-クレジット対象設備」という。）については、県が一括して申請する予定の「J-クレジットプロジェクト（クレアトゥラ株式会社が運営）」への参加について同意するものとする。

ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における特定排出事業者及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における対象者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者）に該当する場合は、この限りでない。

| | |
|-------|---|
| 省エネ事業 | <ul style="list-style-type: none">空調設備 (計測器等があり、電気使用量が計測可能な空調設備に限る。)ガスボイラLED 設備 |
| 再エネ事業 | <ul style="list-style-type: none">太陽光発電設備 |

3 据付率・据付限度額・据付対象期間・加点要件

| | |
|--------|---|
| 據付率 | 据付対象経費の2分の1以内 |
| 據付限度額 | (上限) 省エネ・再エネ設備導入に要する経費 600万円、 遮熱・断熱工事費 200万円 (下限) 50万円 ※最低税抜単価を100万円としているため なお、據付金額は千円単位とし、千円未満は切り捨てます。 |
| 据付対象期間 | 交付決定日から最長で令和9年2月12日まで |
| 加点要件 | 「パートナーシップ構築宣言」を公表している事業者は、審査で加点します(※1)。 |

(※1) 【加点要件】

「パートナーシップ構築宣言（サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める取り組み）」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者

(応募申請時点で、上記ポータルサイトに登録申請していることが必須)

【注意点（重要）】

- ・據付金申請額が據付下限額未満の場合は申請できません。
- ・事業計画書を提出した後、据付対象期間中を含めて、やむを得ない事情や軽微な変更の場合等を除き、原則、事業内容の変更は認められませんので、事業計画書を作成する際は、事業予算も含めて事業内容をしっかりと検討したうえで作成してください。

4 拠助対象経費

(1) 拠助対象経費

以下の①、②の項目について、「県内の事業所」で実施する事業を対象とする。

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| ①省エネ・再エネ設備導入に要する経費 (補助上限600万円) | 省エネ・再エネ設備の導入に要する経費 <u>※税抜「単価」が100万円以上の設備のみ</u> ※上記設備が拠助対象として認められた場合、「付帯工事など、設備の取得価格に含まれる工事費」、「設置搬入費」、「設計費」、「部品を組み合わせて自ら装置を製作する場合の部品費」は、拠助対象経費に含めることができます。 |
| ②遮熱・断熱に要する工事費 (補助上限200万円) | <u>遮熱・断熱工事に必要な経費</u> <u>※①で空調を申請している場合に限ります。</u> |

(2) 拠助対象外経費

次のいずれかに該当する経費については、原則、拠助対象経費とはなりません。

- ・交付決定日よりも前に、発注、購入、契約等を実施したもの
- ・証拠資料等がなく、支払金額が確認できない経費
→ 原則、振込による支払の証拠書類が必要であり、特に相殺、小切手、手形決済、電子債権は不可
- ・発注から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない経費
→ 発注・納品・請求・支払いの全てが補助事業期間内であることが必要
- ・県外の事業所・工場等に設置した「機械装置」等
- ・リース費用
- ・店舗兼住宅等の兼用施設の場合に、事業用部分と明確に区分できない経費
- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・省エネ診断等の設備導入前後に実施する調査費
- ・更新前機器の撤去費、処分費
- ・燃料代、光熱水費
- ・電話代等の通信費
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・振込等手数料（代引手数料含む）
- ・公租公課（消費税および地方消費税額等）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など）
- ・中古品の購入費
- ・自社やグループ会社から調達する場合
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

なお、交付申請時や実績報告時に減額となり、省エネ・再エネ設備導入に要する経費や遮熱・断熱に要する工事費の税抜単価が100万円未満となつた場合は、当該装置は補助対象外となりますのでご注意ください。

(3) 実績報告時に提出が必要な書類

- ・実績報告書（指定様式）
- ・「見積書（2者以上の見積書、やむを得ず2社以上の見積書が徴収できない場合は業者選定理由書）」、「発注書（契約書）」、「納品書（業務完了報告書）」、「請求書」、「支払証明書（振込控または振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」等 経理書類5点セット（1つでも欠けた場合、補助対象外となります。）
- ・取得財産資産管理台帳（指定様式）

- ・設備の設置場所に関する写真・図面等

【省エネ設備】

設備の更新「前後」の写真を比較し、更新の確認を行います。このため、「撤去作業前の、設備を含めた設置場所全体の写真」、「設置場所から更新前の設備が撤去されたことがわかる写真（例：更地）」、「更新後の設備を含めた設置場所全体の写真」の3点を提出する必要があります。なお、付加や導入の場合は、「設備導入前の設置場所全体の写真」「設備導入後の設置場所全体の写真」の2点を提出する必要があります。

【再エネ設備】

「設備導入前の設置場所全体の写真」「設備導入後の設置場所全体の写真」の2点を提出する必要があります。

【遮熱・断熱工事】

「工事前の工事個所全体の写真」「工事後の工事個所全体の写真」の2点を提出する必要があります。

5 募集期間および応募方法

(1) 募集期間

令和8年2月20日（金）から令和8年4月17日（金）まで

※ 採択予定件数：100件程度（予算の範囲内で実施）

※ 1事業者につき、1案件のみ申請可

(2) 申請様式（県のHPもしくは「jGrants」からダウンロード）

【URL】（県）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/syoene/r7koubo.html>

（jGrants）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXQSMA5>

(3) 申請書類

① 「事業計画書（別記様式、別紙1～4など）」

② 「申請者の決算書（直近2か年分）」

・中堅・中小企業の場合は、貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書（個人事業主の場合は、税務署に提出した直近2か年分の確定申告書一式の写し〔貸借対照表、損益計算書、月別売上（収入）金額および仕入金額、減価償却費の計算などを含む〕）。組合の場合は、直近2か年分の決算書および定款。創業間もない場合は、履歴事項全部証明書および作成済みの決算書）

③ 「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」の登録証の写し、又は本補助金申請時から過去3年以内に省エネ診断を受けたことがわかる書類の写し、又は「申請要件に関する誓約書（事業計画書のエクセルファイル内にひな形があります）」

④ 「簡易診断シート」

※ 「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」の登録もしくは登録申請の誓約を要件とする場合のみ添付
（「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」登録申請書様式内）

⑤ 「J-クレジットプロジェクトへの参加に関する同意書」（「2補助対象者（2）」に掲げるJ-クレジット対象設備を導入する場合のみ）

⑥ 【加点要件】「パートナーシップ構築宣言」の内容が記載された文書
(パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで公表されているもの)

⑦ 導入する設備や工事の見積書（2者以上の見積書、やむを得ず2社以上の見積書が徴収できない場合は業者選定理由書）

⑧設備のカタログ等や工事の図面など、導入する設備や工事の概要が分かる資料

⑨「会社案内」

(4) 提出方法

申請書類の提出は、原則電子申請システム[jGrants]で受け付けます。ただし、jGrantsでの申請が困難な方に限り、電子メールでの申請も受け付けます。なお、下記以外の書類については、提出いただいても審査の対象とすることが出来ません。

※jGrants HP : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

なお、電子申請システム[jGrants]のご利用の際はGビズIDの取得が必要となり、最大2週間程度かかりますので、お早めにご準備ください。

※GビズID HP : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

| 提出書類 | | 提出形式 |
|------|---|--|
| 必須 | <ul style="list-style-type: none">●事業計画書（別記様式、別紙1～4） | <ul style="list-style-type: none">・エクセルファイル【必須】 |
| 必要時 | <ul style="list-style-type: none">●申請者の決算書（直近2か年分）●「いしかわ事業者版／工場・施設版環ISO」の登録証の写し、又は本補助金申請時から過去3年以内に省エネ診断を受けたことがわかる書類の写し、又は「申請要件に関する誓約書（※）」●導入する設備や工事の見積書（2者以上の見積書、やむを得ず2社以上の見積書が微収できない場合は業者選定理由書）●設備のカタログ等や工事の図面など、導入する設備や工事の概要が分かる資料●「会社案内」 | <ul style="list-style-type: none">・PDFファイル（ワード・エクセルファイル可） <p>※「申請要件に関する誓約書」はエクセルファイル必須</p> |
| | <ul style="list-style-type: none">●「簡易診断シート」※「いしかわ事業者版／工場施設版環境ISO」の登録もしくは登録申請の誓約を要件とする場合のみ （「いしかわ事業者版／工場・施設版環境ISO」登録申請書様式内）●J-クレジットプロジェクトへの参加に関する同意書※「2補助対象者（2）」に掲げるJ-クレジット対象設備を導入する場合のみ | <ul style="list-style-type: none">・エクセルファイル |

| | | |
|---------------------|--|--|
| (任意 点 要 件) | <p>● 「パートナーシップ構築宣言」の内容が記載された文書 (パートナーシップ構築宣言ポータルサイト： https://www.biz-partnership.jp/index.html で公表されているもの)</p> | <ul style="list-style-type: none"> • PDF ファイル (ワード・エクセル ファイル可) |
|---------------------|--|--|

(5) 提出先【原則【jGrants】での申請、以下はメール送付の場合のみ】

| | |
|-----------------|--|
| メール件名 (本文不要) | <p>【企業名〇〇】石川県省エネ設備等導入支援事業費補助金の応募について ※本文は特段不要です。</p> |
| 事務局 メールアドレス | ishikawa7@bsec.jp |
| 事務局電話番号 | <p>0120-200-529 (フリーダイヤル) 受付時間：平日 9 時～17 時</p> |

※メール送付の場合、受信したことを確認するため、メール送付後に事務局まで必ずお電話ください。

(6) 相談先

補助対象経費について詳しく聞きたい、申請書類や提出方法等が分からぬなどのお困りごとや疑義がありましたら、「石川県省エネ設備等導入支援事業運営事務（以下事務局）」までご相談ください。

「いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO」「簡易診断シート」「J-クレジットプロジェクト」については、「石川県 生活環境部 カーボンニュートラル推進課」までお問い合わせください。

| 相談窓口 | 連絡先 |
|--|-------------------------------|
| <p>【補助対象要件、申請書類の確認などについて】 石川県省エネ設備等導入支援事業運営事務局</p> | 0120-200-529 (平日 9 時～17 時) |
| <p>【「いしかわ事業者版／工場・施設版環境 ISO」「簡易診断シート」について】 HP:いしかわ事業者版環境 ISO / いしかわ工場・施設版環境 ISO 石川県 【J-クレジットプロジェクトについて】 HP:J-クレジット制度への参加のご案内 (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/omtai/j-credit/) 石川県 生活環境部 カーボンニュートラル推進課</p> | 076-225-1469 (平日 9 時～17 時) |

6 事業の選定

(1) 審査方法

- ・申請書類は、外部有識者等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県が採択案件を決定します。
- ・必要に応じて、申請内容についてヒアリングする場合があります。
- ・審査の詳細・結果・審査経過等に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき、総合的に審査します。

① 事業計画の妥当性

- ・事業計画の内容は妥当であるか
- ・自社の脱炭素推進に繋がる取組であるか

② 炭素生産性の向上

- ・炭素生産性（付加価値額÷エネルギー起源二酸化炭素排出量）を向上させる取組であるか
- ・設備導入に関する費用対効果が高いか

③ 実現可能性、技術的妥当性・省エネ性能の客観性

- ・事業の実現可能性は高いか
- ・技術水準が適切（実用的・信頼性が高い）であり、事業実施に十分な技術的妥当性があるか
- ・設備の省エネ性能やCO₂削減効果が客観的根拠（カタログ値・試験値等）に基づいて示されているか

(3) 採択後の手続きについて

- ・採択決定後の交付申請手続きでは、「交付申請書」を提出のうえ、石川県で事業予算を確認した上で交付決定します。交付決定後に補助事業に着手することができます。
- ・事業終了後2週間以内もしくは令和9年2月12日のいずれか早い日までに、「4 補助対象経費（3）実績報告時に提出が必要な書類」に記載された書類を提出いただいた上で、精算払となります。
- ・実績報告書の提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合があります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんのでご了承ください。

(1) 情報の公開

採択となった場合には、企業名、事業テーマ名に限り公開することがあります。

(2) 省エネ・再エネ効果のフォローアップ調査

補助事業の終了後、石川県から、省エネ・再エネ効果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等を行うことがあります。

(3) モデル事業としての情報発信

補助事業の終了後、上記（2）の調査結果に関して、県のホームページ上での公開やセミナー等での発表を依頼することがあります。

(4) J-クレジット対象設備のモニタリング調査

補助事業により設置した J-クレジット対象設備の稼働日以後、対象設備の電気使用量等について、石川県の求めに応じ、8年間毎年報告をお願いします。

(5) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、申請後の増額は認められません。

(6) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(7) 検査

事業期間中の進捗状況確認および事業終了後の確定検査のため、石川県が実地検査に入ります。

(8) 事業により取得した機械の管理等ならびに補助金の返還

取得財産のうち、税抜単価50万円以上の機械等の財産または効用の増加した財産(処分制限財産)について、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄、交換、貸し付け、②担保に供する等)しようとするときは、事前にその承認を受ける必要があるほか、実際に取得財産を処分した場合は、補助金の全部または一部の返還を求めます。

＜事業スケジュール＞

| 日 程 | 実 施 内 容 |
|---|--|
| 令和 8 年 2 月 20 日 ～ 4 月 17 日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書等の提出 【申請者 → 事務局】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 審査 【石川県、事務局】 |
| 令和 8 年 6 月上旬 | <ul style="list-style-type: none"> ● 採択の可否の連絡、補助金交付申請以降の手続きの案内 【事務局 → 申請者】 ● 補助金交付申請にかかる手続き <ul style="list-style-type: none"> ① 交付申請書の提出 【申請者 → 事務局】 ② 交付決定通知の送付 【事務局 → 申請者】 |
| (事業期間中 ～事業終了後) | <ul style="list-style-type: none"> ● 進捗状況の現地確認 【石川県 → 申請者】 |
| 事業終了後 2 週間以内、もしくは、令和 9 年 2 月 12 日のいずれか早い日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実績報告書の送付 【申請者 → 事務局】 (実績報告書、支出に関する書類、取得財産管理台帳など) ※ 事業終了後速やかに提出してください。 ※ 提出期限を過ぎた場合、交付決定の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。 ● 補助金額の確定通知送付 【事務局 → 申請者】 |
| 確定通知受領後 速やかに | <ul style="list-style-type: none"> ● 精算払請求書の送付 【申請者 → 事務局】 ● 補助金の支払い 【事務局 → 申請者】 |